

再評価結果（令和2年度事業継続箇所）

担当課：道路局国道・技術課

担当課長名：奥村 康博

| | | | | | | |
|---------------|--|---|--|-----------------|-------|------------------|
| 事業名 | 一般国道11号 <small>とよなかかんおんじ</small> 豊中観音寺拡幅 | | 事業区分 | 一般国道 | 事業主体 | 国土交通省 四国地方整備局 |
| 起終点 | 白：香川県三豊市豊中町笠田笠岡 至：香川県観音寺市植田町 | | | 延長 | 4.6km | |
| 事業概要 | 一般国道11号は、徳島市を起点に四国の北部を瀬戸内海沿いに徳島県、香川県及び愛媛県下の主要都市を経て松山市に至る延長約230kmの主要幹線道路であり、産業・経済の交流を支える大動脈であるとともに、通勤・通学等日常生活に欠かせない生活道路としての役割を持つ重要な道路である。 一般国道11号豊中観音寺拡幅は、三豊市及び観音寺市内で発生している慢性的な渋滞の緩和や交通安全の確保を図るとともに、高松自動車道さぬき豊中インターチェンジへのアクセス強化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とした事業である。 | | | | | |
| H20年度事業化 | H18年度都市計画決定 | H22年度用地着手 | H28年度工事着手 | | | |
| 全体事業費 | 約203億円 | 事業進捗率 (平成31年3月末時点) | 約31% | 供用済延長 | 0.0km | |
| 計画交通量 | 14,600～24,600 台/日 | | | | | |
| 費用対効果 分析結果 | B/C (事業全体) (残事業) | 総費用 (残事業)/(事業全体) 111/191億円 (事業費：99/179億円) (維持管理費：12/12億円) | 総便益 (残事業)/(事業全体) 218/218億円 (走行時間短縮便益：205/205億円) (走行経費減少便益：10/10億円) (交通事故減少便益：3.9/3.9億円) | 基準年 令和元年 | | |
| 感度分析の結果 | (事業全体) 交通量変動：B/C= 0.9～1.5 (交通量 ±10%) 事業費変動：B/C= 1.1～1.2 (事業費 ±10%) 事業期間変動：B/C= 1.1～1.2 (事業期間±20%) | | | | | |
| 事業の効果等 | ①円滑なモビリティの確保 ・豊中観音寺拡幅による交通容量増加により、現道等の時間損失の削減が見込まれる ・本大交差点等の渋滞箇所における旅行速度の改善が見込まれる ・所要時間の短縮により国道11号を利用する路線バスの利便性の向上が見込まれる ②物流効率化の支援 ・観音寺市の特産物である冬レタスの円滑な輸送を支援する ③国土・地域ネットワークの構築 ・三豊市から日常生活圏中心都市である観音寺市へのアクセス向上が見込まれる ④個性のある地域の形成 ・定住促進事業等を支援する ・観音寺市及び三豊市の主要な観光地へのアクセス性の向上が見込まれる ⑤安全で安心できるくらしの確保 ・三豊市方面から三次医療施設へのアクセス性向上が見込まれる ⑥無電柱化による美しい町並みの形成 ・大規模災害が起きた際に電柱等が倒壊することによる道路の寸断の防止が見込まれる ・歩道空間の有効活用により、安全性や快適性の確保が見込まれる ⑦安全な生活環境の確保 ・中央分離帯の設置により安全性の向上が見込まれる ・歩道設置や拡幅により歩行者の安全性の向上が見込まれる ⑧災害への備え ・国道11号は第一次緊急輸送道路に位置づけられている ・高松自動車道が通行止めになった場合の代替路線を形成する ⑨地球環境の保全 ・対象道路の整備により自動車からのCO2排出量の削減が見込まれる ⑩生活環境の改善・保全 ・NO2排出量およびSPM排出削減量の削減が見込まれる ⑪その他 | | | | | |

・物流効率化の支援が期待される

関係する地方公共団体等の意見

地域から頂いた主な意見等：

・三豊市、観音寺市より、本事業の整備促進について、積極的な要望活動が続けられている（H29.5、H29.11、H30.5、H30.8、H30.11）

香川県知事の意見

・事業継続について異議はありません。国道11号は、県内を貫き徳島・愛媛両県に通じる本県の重要な幹線道路であり、豊中観音寺拡幅は三豊市豊中町から観音寺市への交通渋滞の緩和や交通安全の確保を図るとともに、さぬき豊中ICへのアクセス向上により、物流の円滑化、地域経済の活性化を図るなど、西讃地域の振興・発展に寄与する重要な事業であることから、早期に4車線化の整備が図られるよう、より一層の事業推進をお願いします。

事業評価監視委員会の意見

・「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

① 周辺道路の整備状況

- ・平成15年3月 高松自動車道（高松中央IC～高松西IC）開通により高松自動車道全線開通
- ・平成18年3月 三豊鳥坂インターチェンジ開通
- ・平成27年3月 高松自動車道（津田寒川IC～高松東IC）4車線化
- ・平成31年3月 高松自動車道全線4車線化

② 高速料金施策

・平成21年3月 高速道路料金 土日祝日上限1,000円（普通車等）の開始（平成23年6月終了）

③ その他

- ・平成20年11月 大型商業施設開店
- ・平成23年6月 大型商業施設開店

事業の進捗状況、残事業の内容等

・用地進捗率約39%、事業進捗率約31%（平成31年3月末時点）

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

・調査・設計、用地買収、工事を推進しており、引き続き、早期供用に向けて事業を進める。

施設の構造や工法の変更等

・今後も新技術、新工法の採用による工事コストの縮減に加えて、施設の長寿命化や維持管理を考慮した構造の採用等、総コストの縮減に努めていくこととする。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

・以上の状況を勘案すれば、事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。